

平成26年第4回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成26年12月18日 午後1時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 石山肖子君 | 7番 | 白旗修君 |
| 2番 | 新井邦弘君 | 8番 | 高橋一男君 |
| 3番 | 花嶋美清雄君 | 9番 | 今井利和君 |
| 4番 | 船川京子君 | 10番 | 五十嵐辰雄君 |
| 5番 | 守谷貞明君 | 11番 | 若泉昌寿君 |
| 6番 | 坂本啓次君 | 12番 | 井原正光君 |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | | |
|-----------------|----|--------|
| 町 | 長 | 遠山務君 |
| 教 育 | 長 | 伊藤孝生君 |
| 総 務 課 | 長 | 高野光司君 |
| 企 画 財 政 課 | 長 | 秋山幸男君 |
| 税 務 課 | 長 | 石井博美君 |
| 住 民 課 | 長 | 井原有一君 |
| 福 祉 課 | 長 | 石塚稔君 |
| 保健福祉センター | 所長 | 岩戸友広君 |
| 環 境 対 策 課 | 長 | 蓮沼均君 |
| 保険年金課長兼国保診療所事務長 | | 大野敏明君 |
| 経 済 課 | 長 | 矢口功君 |
| 都 市 建 設 課 | 長 | 鬼澤俊一君 |
| 会 計 課 | 長 | 菅田哲夫君 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 海老原貞夫君 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 坂田重雄君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成26年12月18日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者、1番石山肖子議員。

〔1番石山肖子君登壇〕

○1番（石山肖子君） 4番通告、1番石山肖子でございます。

通告の順番に従って質問いたします。

1、「子供読書活動推進」の取り組み、及び学校図書館の司書配置について質問いたします。

（1）の①から質問させていただきます。子供たちの豊かな心を育み、思考力、判断力、表現力を高めるための子供読書活動を推進すること、そして学校図書館を活用して教育を行っていくためには、学校、家庭、町立図書館が一体となって推進していくことが必要であると、私は考えます。家庭における読書習慣が子供の生活に根差すよう、親の意識を高める方策についてどのような働きかけをなされたか、お伺いしてまいります。

学校においては、読書習慣が子供の生活に根差すよう、読書活動推進のためのさまざまな工夫をされていることと思います。親の意識を高める方策について、どのような働きか

けをなされたかお伺いたします。

以降の質問は自席から行います。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。
遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

子供読書活動推進につきましては、6月の第2回定例会において、「子ども読書活動の推進に関する法律及び県のいばらき子ども読書活動推進計画を基本にして、当町における子供読書活動を推進しています」と答弁しておりますが、現在においても、これらの方針を参考としまして各種事業を進めているところでございます。

また、子供読書活動推進のために重要となります子供読書活動推進計画につきましては、現在、策定中であります。

家庭における読書習慣が子供の生活に根差すよう、親の意識を高める方策以降については、教育長より答弁させます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 家庭における読書習慣が子供の生活に根差すよう、親の意識を高める方策の進捗状況は、との質問でございますが、6月の第2回定例会では、「学校では、児童生徒の読書習慣定着のために保護者と連携しながら、みんなにすすめたい一冊の本運動の推進や、学校での朝の読書活動を積極的に実施し、読書活動習慣定着のため取り組んでいます」と答弁しております。学校では、こうした取り組みを継続して積極的に行って、子供の読書活動を推進しているところであります。

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものでありまして、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要でありますので、学校においても、継続して各種事業を推進していきたいと考えております。

図書館での取り組みにつきましては、6月の第2回定例会では、「ブックスタート事業・ボランティアによるお話会・幼児コーナーの増設で親子の読書活動を推進しています」と答弁しておりますが、引き続きこれらの活動を推進し、読書意欲の高揚につなげたいと考えております。

子供読書活動推進計画につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、策定中ですが、この計画の策定により、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子供の健やかな成長に資すると期待されております。

文部科学省の調査によると、地方公共団体では、子供読書活動の推進に関するさまざまな取り組みを行っているものの、子供読書活動推進計画が未策定地域での課題が多いとされています。6月の段階では、この計画について策定に向けて努力していきたいとのこと

でありましたが、現在は策定中であり、大きく進捗していると考えられます。

子供読書活動推進には、親の理解がないと推進活動を進めることができません。親の意識を高めることが極めて重要であります。

今後とも学校・保育園・幼稚園・放課後子ども教室等を通じて、優良図書の紹介等を行い、親の意識改革につなげ、子供読書活動を推進していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 1番石山議員。

○1番（石山肖子君） 学校におかれましては、読書活動推進のためのさまざまな工夫、例えば子供が行きやすい、使いやすい場所、これを考えて図書室を設置する。学級文庫を設置する。本が子供の身近にある環境づくりに努めること。それと必読図書や推薦図書を定めて読書の質の向上を目指すなどの取り組みもお聞きしております。

一方で、家庭における読書習慣の定着につきましては、読み聞かせもそうですが、小さいころからの本を通じた家族の交流など、家庭での読書は読書活動の基本的なものでございますから、家庭で本にまつわることが話題になるような働きかけは、大変重要と思えます。引き続き、このような取り組みをお願いいたします。

次に、（1）の②、読書推進団体の活動の場及び情報共有の場としての公共図書館や学校とのネットワーク構築について、現状をお伺いしてまいります。

子供読書活動推進計画におかれましては、ただいま策定中ということで、その内容についてこのようなことが含まれるかと思えます。学校の体制づくりから始まり、読書指導の充実、さらに学校図書館の整備、充実が大きな柱となることと思えます。学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであることを、私のほうから強調させていただき、学校図書館の二つの機能を述べさせていただきます。

子供読書活動に大きな効果をもたらす学校図書館の機能、その一つ目は学習情報センターとしての機能。子供の自発的、主体的な学習活動を助ける、そして教育課程が円滑に展開されることに寄与する学習情報のセンターとしての機能。もう一つは、読書センターとしての機能。子供たちが自由に読書活動を行ったり、また読書指導を行う場所として学校図書館は機能します。これらの機能は、子供の想像力を培い、学習に対する興味、関心等呼び起こします。つまり、そこに行けばより広い知識が得られること、そのこと以外にリラックスした状態で自由な発想をつくり出すことができるということです。

子供たちが自分で課題を見つけ、そして問いを立て、さらに解決方法を探す作業ができる知恵をつくり出す読書センターとしての機能、これを学校図書館は果たす可能性があるということでございます。

この二つ目の読書センターとしての学校図書館の役割は、それぞれの学校が持つ教育方針に基づいた運営や図書の選定、図書の配置の仕方があって効果を発揮します。その上でそれぞれの学校と学校図書館の資源を共有しようとするならば、ネットワーク化した図書資料の検索、また相互に貸借する、そのための流通システムが望まれます。

利根町においては、このネットワーク化のモデル校として、布川小学校が学校図書館システムを導入しましたが、他の学校についてのシステム導入、さらには町図書館が中心となったネットワーク構築、これについての展望をお聞かせください。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） お答えします。

読書推進団体の活動の場及び情報共有の場としての公共図書館や学校とのネットワーク構築の進捗状況はとのご質問でございますが、読書推進団体の育成ですが、茨城県立図書館の支援によりまして、11月13日に利根町図書館におきまして、読み聞かせ技法講座を開催しております。

これには石山議員もご参加されまして、石山議員とともに町内の多くの関係者が出席しておりまして、読み聞かせのスキルアップにつながっておりまして、子供読書活動推進の一助となっております。

公共図書館と学校とのネットワークにつきましても、学校と図書館とのLAN構築に向けて予算を要求してまいりたいと考えております。

現在策定中でありまして子供読書活動推進計画の中で、詳細を決定する予定であります。また、学校司書がもし配置をされましたら、司書と協力を進めながら、ネットワーク構築に向けて進めていく予定でございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 前回のこの読書推進についての質問の中では、布川小学校の次に文小学校を考えていらっしゃるということをお聞きいたしました。布川小学校に続きまして文小学校でのシステム導入、さらにはほかの学校でのシステム導入、そして町の図書館が中心となったネットワーク構築については、ぜひとも進めていただきたいと考えております。

学校図書館システムの設置は、その学校の図書館の現状を把握することから始まると思います。まずは図書の冊数、分類の仕方、棚への配置の仕方、加えまして新刊図書の準備を行う人員は十分であるかなどを調査する必要があります。

また、調べ学習用図書、これは学校図書館活用教育図書という名前だそうですが、この調べ学習用図書は、各校に共通の図書が多分にあると思われまして。この共通の図書を公共図書館に配備しておき、学校図書館への貸し出しを行うことで、学校教育に寄与することができます。

また、図書館システムを構築した自治体では、教育委員会と公立図書館が共同で学校図書館活用教育図書利用説明会、こういうものも催されているとお聞きいたします。新たに学校と公共図書館とのパイプがつながる地域があったと聞いております。システムでつながることで、新たな情報共有の動きが出てくることを望みます。ぜひとも学校図書館の現場へ、児童生徒と、それから、司書教諭、教員、その他の方々が触れ合っているところに

足を運んでいただいて、現状をつかんでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。1の(2)学校図書館における司書教諭・学校図書館司書の配置について、町としての考えをお聞きしてまいります。

子供読書活動推進の一環としての学校図書館における司書の配置、これについて、町としてはどのように考えておられますでしょうか。

学校図書館の活性化のための人的配置の推進と言いますと、司書教諭の授業時数を軽減するという側面もございます。司書教諭がその職責を十分果たせるよう、他の教職員の司書教諭に対する理解を促す。それと、学級担任外が望ましいことを働きかけていくことも重要でございます。学校図書館における司書教諭、さらには利根町においてまだ設置、配置されていません学校図書館司書の配置について、町としてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 学校図書館における司書教諭、学校司書の配置についてということでございますが、学校図書館は、子供たちが読書習慣を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てるために、まず読書活動の拠点となること。次に、学習指導要領で定められた言語活動の充実や、授業に必要な資料の整備など学習支援を行うこと。そして、情報活動能力を育むのに必要な支援を行うことが託されております。

また、学校図書館は、学校図書館資料を活用した教師の授業活動や読書活動、研究活動のニーズにも対応できるように考慮されなければなりません。

さらに、石山議員が6月の定例議会で学校図書館についてのお考えを述べられたように、不登校の経験を持つ子供を初め、相談相手の必要な子供の心の居場所でもあり、司書教諭、学校司書を初めとする教職員が、学校図書館にいたることが大切であると、そのように感じております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 学校図書館司書の配置の効果について言葉を頂戴いたしました。この司書の配置の効果について若干説明をさせていただきます。

先ほど家庭での読書習慣の大切さを述べましたが、読み聞かせに代表される本を通じたコミュニケーションというものは、まず、その素材としての図書が持っている知識や情報、芸術といったもの、それが、人間がそこに介在することで生きたものになるということを示しているのではないのでしょうか。

家庭における絵本の読み聞かせは、家族の声が絵本と一体となって感情の共有が図られます。学校においては、学業と学校生活習慣をまず安定したものにすることが第1ですが、その基礎として、人間の温かさというものがあって初めて子供の能力が十分に発揮されると、私は考えます。

そういった意味で、学校図書館司書の配置という事業は、学校図書館の運営に関する管

理事務作業、これはもとより、司書の存在が子供に与える効果を期待できるということではないでしょうか。

学校図書館司書は、司書教諭と共同して授業の計画に図書館の利用を盛り込んだり、本に関する楽しいイベントを企画したり、読み聞かせやブックトークなどの活動を行ったり、読書賞などを与え、子供が目標を持って読書に取り組める工夫を行うことができます。

この図書館司書という職業に向いている人ということ、一般のイメージではございますが、読書が好きで、話すこと・調べるのが好きな人、子供が好きで、子供が好きな人といったようなことが思い浮かびますが、私が強調したいのは、この図書館司書に向いている人の特徴として、学ぶ態度を子供に写し取らせる能力がある人、こういう人が司書になっていただけると、先ほどの居場所としての学校図書館の機能は、十分に発揮されるかと思えます。

本日は、今申し上げました読み聞かせやブックトークなどの活動の中で、ブックトークについてしばらく説明をさせていただきます。

図書館司書の資格を取るときに、児童サービス論というものがございました。ただいまカリキュラムが変わってあるかどうかは、私は存じ上げておりませんが、その当時、ブックトークというものをレポートで提出いたしました。そのときに使った本を4冊持ってまいりました。手紙というテーマを持ち、それに関する本を子供たちに紹介するものです。

例えば「ふたりはともだち」、これはカタツムリが長い時間をかけて手紙を運ぶ話。2冊目は「たんたのたんけん」、これはお手紙で宝の地図が送られてきて、その後、ヒョウの子供と探検をする話、ほかにもございましたが、あと2冊、紹介いたします。

「怪人二十面相」、これは怖い挑戦状が主人公の元に送られてくる手紙が紹介されています。そして、これは図鑑の一種でございますが「昆虫記」、これはオトシブミという種類の虫が紹介されておりまして、葉っぱをくるくると巻いて、それがお手紙のようだから、文（ふみ）のようだからということで紹介してあります。

図書館司書の能力として、この本と本との関係、これを単純に手紙というテーマでこのような本を紹介していったものでありますが、ほかにも図鑑ですとか、それから、新聞ですとか、そういうものも交えて子供たちに紹介していける、そういう能力のある方が司書になっていただけるとよいかと思えます。本を組織化していく能力、司書が学校図書館におられたとしますと、そのときに図書の中の本がどのように配置されているか、どの本がどの本と関係があるか、そういうことが頭の中に地図として入っていらっしゃる、そういうような方が司書になれるとよいかと思えます。

確かに電子的な図書館システムは導入されていくでしょうが、その中で検索できるのは一つの言葉、二つの言葉を検索して図書をたどっていくことはできますが、司書という人間が持っているノウハウ、本と本との関係、これがあってこそ生きた情報のたぐり方を子供たち、生徒はできると思えます。

これらの取り組みをさらに効果あるものにするのは、さきに述べました司書という生き

た存在が、折に触れて児童生徒と触れ合うことです。学校図書館司書は生きたお手本、つまり本を通じて生涯学んでいくんだという姿勢を示す役割、これを担うものではないでしょうか。

島根県の学校図書館の現状として、昨年2013年6月17日に県内の公立小中高校と特別支援学校の全362校の、学校図書館への司書配置を4月に終えたことが明らかにされました。島根県は2009年度から県内全ての公立小中学校に学校司書が配置されるよう、市町村に交付金を交付する学校司書等配置事業を進めてきておられまして、正規職員、非常勤職員、有償ボランティアのいずれかが配置されたということです。

2013年度までの5カ年で県内の全公立小中学校図書館の充実を目標に掲げ、司書教諭養成事業、学校司書研修、学校図書館パワーアップ事業、さまざまな取り組みを開始されたと聞きます。5年間かかったということです。5年間のこの試みの結果、無人の本の置き場から、学校図書館が人の温もりのある本のオアシスへと変わることができた、これらの取り組みが功を奏し、学習に活用される図書館づくりができてきたということでございます。

厳しい財政事情にありながらも、毎年のようにこの島根県におきましては、有償ボランティアから市町村の負担が増加する学校司書配置へと切りかわる学校が増加していると聞いております。これは、学校司書配置の効果を実感する関係者が多いからだろうという推測がなされております。

長い間、多くの学校図書館は本来の機能を果たせない状態にあったため、学校図書館に大きな可能性があると考え、そういう理解をされる方はまだ少数であろうと思います。先ほどのブックトークなども、これは現場でその効果を実感するしかありません。島根県はそんな荒れ地に学校司書という名の種をまき、子供たちの学ぶ環境を整えてきたということでございます。

この学校図書館司書配置について、(3)番、利根町の各小中学校から学校図書館司書配置の要望はございますでしょうか。学校は具体的にどのような効果をこの司書配置に求めているのか、これを含めてお聞かせください。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、学校司書配置の要望等の質問についてお答えしたいと思います。

その前に、今、ブックトークの実演をしてくださいました。恐らく一般の方にはこのブックトークということについて、余りご存じないのかなと思います。実際ブックトークを行う人をブックトーカーということで、今、ブックトーカーの一部をやっていただいたんですね。このような養成も大変重要なことかなと考えておりまして、きょうは本当に参考になりました。ありがとうございました。

さて、学校図書館について、図書台帳の電子化や利根町図書館を中心としたネットワー

クの構築について議会でも答弁してまいりました。実際、布川小学校のように、ボランティアを募り実施したところですが、文小学校、文間小学校のような単学級の職員数では、なかなか難しい面がございました。それで苦慮していたんですが、そのような中、校長会より要望がございました。その要望を読み上げてみたいと思います。

内容についてですが、昨今の情報化社会の中で、子供たち情報収集の場として、本の活用が不可欠であるとともに、よい本との出会いは「本は心の栄養」とも言われ、これからの利根町を担う小中学校の児童生徒への情報教育の一環として、たくさんの本に触れさせることにより、未来の小説家や文化人の育成の一助となるものと考えております。

現在、司書教諭の先生は各校に配置されておりますが、いずれも学級担任や学年主任等で、日々多忙な中、図書館の整理や本の貸し出しなど、放課後の限られた時間等での作業にとどまっております。

数千冊という図書館の本を管理して、子供たちが使いやすく学習に役立つ配置や構成についても手が回らない現状です。効果的な図書館の活用がなされていない状況です。できれば、発達段階に応じた本の紹介や「心に残った一冊の本」などの紹介も取り入れるなど、子供たちの興味、関心の持てる図書館の運営のできる人材が必要とされています。また、新刊図書の区分やラベル張り等の作業は全職員で行っている状況です。

今後、図書館台帳の電子化や町図書館を中心としたネットワークの構築ということを視野に入れ作業を進めるに当たり、専門的知識に優れ、かつ図書館の経営に携われる学校司書の配置を希望する次第です。

以上のような要望が提出されております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 学校図書館司書配置、これを学校経営の中で行う必要性について、学校は、学習センター及び読書センターとしての機能を果たすことへ寄与することを効果として求めていると私は感じました。

学校図書館を円滑に運営し、それを学校経営に生かすには、司書教諭と教員、さらには司書との連携協力が不可欠ですが、今後の課題としては一般教員への働きかけをどうするか、それから、このような事業を学校経営の中で行う意義、必要性を浸透させるためには、校長のリーダーシップが必要なことは言うまでもありません。校長のリーダーシップの必要性についても、これから教育委員会としても働きかけていただきたいと思います。

さらに大きな県レベルで言いますと、こうした施策を行い連携を図るためには、支援センターなどが設置されているようでございます。利根町としては、小さな町ですので無理かとは思いますが、この支援センターに匹敵する機能を果たすような部署が、それから、担当者の方が、これからこの事業については推進の活動をされていくことを願います。

次に、（４）の学校図書館司書配置の実施計画、これは具体的に今学校図書館システムが1校入った時点で、この実施についての展望がございましたら、具体的にお聞かせくだ

さい。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 司書教諭は、学校教育法で学校図書館の専門的な職務を掌る者と位置づけられておりまして、そしてその職務の重要性から、平成9年の学校図書館法の改正で、議員ご存じのように、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとなったわけでございます。

利根町では、布川小学校、利根中学校が該当しますけれども、人事異動等の配置によりまして、その置かなければならないということではないんですけれども、文間小学校、文小学校にも配置されてはおります。

なお、今年度、学校図書館法の一部を改正する法律が公布されました。4月1日から実施ということで公布されたわけですが、その新設された内容ですが、学校には司書教諭のほか学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するために、もっぱら学校図書館の職務に従事する職員である学校司書を置くように努めなければならないという法律が、今年度やっとでき上がりました。

また、努めなければならないということでもありますけれども、司書教諭では難しい図書管理や貸し出し業務、図書館活用教育への協力、参画を初めとして、教師の読書指導や授業活動を支援する職員として期待されています。

それで、司書教諭と学校司書は対等な関係のもとで、それぞれの役割を果たしつつ、協力、連携を深めまして、学校図書館の運営に当たることが望ましい姿であるかなと考えております。

また、そういった法律の定めもございますが、学校長から先ほど要望のあった図書館台帳の電子化、それから、町図書館等を中心としたネットワーク構築のためにも、学校司書を要望しております。そこで教育委員会としては、今後、司書の配置のために予算を検討しまして、人的配置をしていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 司書教諭について、そして学校図書館司書の配置について、特に司書教諭につきましては、12学級以上は配置が望ましいということから、利根町においてはもともと配置されているということで、常日ごろ喜ばしく思っておりました。

この司書教諭の方々が担任を持った場合には、お忙しい毎日の業務を行っておられるということを目にしております。ぜひともこの司書配置については、学校図書館に司書の資格を持たれた方が入られて、相乗効果をもって子供の読書活動推進が行われることを望みます。

最後にこの質問を、ノーベル平和賞を今般受賞されたマララ・ユスフザイさんの国連演説スピーチで締めくくらせていただきます。「1人の子供、1人の教師、一冊の本、そして1本のペン、それで世界を変えられます。教育こそがただ一つの解決策です。エデュケ

ーション・ファースト（教育を第一に）」ということを述べられております。

1 番の質問については以上で終わります。

次に、2 番の質問、県の広域避難計画における緊急時防護措置準備区域14市町村住民の避難受け入れについて質問いたします。

平成26年9月の第3回定例会で同じことを質問いたしました。その後の県やひたちなか市とのやり取り、協議について状況をお伺いしてまいります。

前回に引き続き、再度この質問をさせていただく理由は、茨城県にあります東海第二発電所の事故が万が一起こった場合、東日本大震災時の事故のときに、県南では放射性的物質を含んだプルームが到来したわけです。そのときの健康被害、それは今後も十分に検討されて観察されていくべきことでありますが、これ以上の放射性物質による健康被害が懸念されるような状況、これを私は大変危惧しております。

今回の県の広域避難計画においては、利根町がひたちなか市からの避難住民を受け入れるということで準備をしなくてはならないということですが、ただの受け身ではなくて、受け入れる方々がもし来られるのであれば、十分にこちらでさまざまなことを準備しておいた上で受け入れる、そういうふうにしたいと思っておりますが、今回の県による広域避難計画の内容を見ますと、インターネットで見ましたが、利根町がプルーム通過時被ばく対象となった場合の地震複合災害によって町に被害が出た場合、この想定について県からの援助、アドバイス、こういうものが一体十分にあるのだろうかという懸念を持ちまして、今回再度質問させていただいております。

平成26年9月第3回定例会で質問した内容と同じになりますが、東海第二発電所の事故想定による広域避難計画、これにかかわり、利根町の避難住民受け入れについて、県やひたちなか市とのやり取り、協議について状況をお聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

東海第二原発の事故を想定した、茨城県の広域避難計画に係る利根町の避難住民の受け入れについて、県やひたちなか市とのやり取りや協議の状況についてというご質問にお答えをいたします。

県の示す広域避難計画において、ひたちなか市民約15万7,000人については、利根町を含む県内市町村と県外を避難先案とする旨の説明を受けたことは、第3回利根町議会定例会でお話をしたとおりでございます。

その後でございますが、昨日17日でございますが、原子力災害におけるひたちなか市の避難先地域に係る協議についてということで会議が開催されました。会議は県原子力対策課、ひたちなか市及びひたちなか市の避難先となる市町村が参加して行われております。

内容でございますが、県原子力対策課より、平成27年3月策定予定の茨城県広域避難計画に関し、現段階での計画案の内容及び計画策定までのスケジュールについて説明を受け

たもので、ひたちなか市との実質的協議は行われず、実質的協議は新年度以降に行われる予定であるとの報告を受けたところでございます。

ひたちなか市からの受け入れ市町村は、当初は13市町村でありましたが、つくばみらい市が削除され、12市町村となったとのことでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） ひたちなか市との協議はまだ行われていないということ、理解いたしました。

そして、新年度以降、この協議が始まるということでございます。新年度以降ということは、来年の4月以降と認識いたしますが、今回の会議におきまして、私が懸念しておりますプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域、略しましてP P Aと申しますが、このP P Aという地域、これに利根町が該当する場合も考えられるわけです。

このつくばみらい市が、13市町村から外れて12市町村が受け入れるということでございますが、このプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域として、つくばみらい市も入る可能性があると思っておりますが、つくばみらい市が外れたということは、このP P Aに対応した場合の措置がとり得ないという判断をされたことで13市町村から抜けたのか、それとも別の理由があるのか、お聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） これは見直しをした結果、つくばみらい市は東海村とひたちなか市の2自治体の受け入れ先となっていたのでありますが、受け入れの人数の関係で東海村のみとなったと聞いております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） つくばみらい市に関しましては、その理由をお聞きできました。

このP P Aに利根町が当たるかどうかにかかわらず私がこだわりますのは、前回も申し上げましたので再度になりますが、福島第一原発の事故当時、住民避難に活用されず問題になったS P E E D Iシステム、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムについて、原子力規制委員会は、来年の予算を半額以下に大幅減額、そして放射性物質の広がりを予測するには技術的な限界があるため、かわりに実測するシステムを強化するということが伝えられております。このS P E E D Iシステムは、当時、東日本大震災時には予測値が示されず、北西方向に流れていきましたプルームが飯舘村などに落ちたということで、無用な被ばくを飯舘村等の方々はしたと聞いております。

今回このS P E E D Iシステムの予算が削られ、そして予測をしないということになれば、先ほどの事故時に東海第二発電所5キロ圏内、30キロ圏内以外のところは、そのプルームが流れてくることを予測できないということで、既に実測された場合にはもうかぶっているという状態である。S P E E D Iで予測をしないということは、実測値をもとに避

難の必要性和タイミングを地域ごとに判断するということになります。

そうしますと、避難の必要性和タイミングを各自治体が判断していかなければならない。利根町が独自に判断していかなければならないということになるのではないのでしょうか。このような可能性を含めた避難住民の受け入れということについては、大変危惧をいたしますが、この点をこれからの会議、ひたちなか市との会議、それから、県との会議については念頭に入れられて、そして十分に避難住民が受けられるように、さらにはブルームが飛来した場合には、利根町がまず先に避難をするというような措置がとられるよう願うばかりでございます。風向きや降雨により、県南の利根町が退避せざるを得ないという状況が生じた場合を、ぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

これからの検討協議会ですが、来年4月以降という予定でございますが、その場においては内容について、私が前回述べましたいろいろな問題点を検討された上で臨まれて、そして利根町が受け身の広域避難計画の避難民受け入れを、ただ受け入れるだけではなくて、このような問題点があるということ、ぜひ論点に上げていただくようお願い申し上げます。

最後に、原子力災害対策指針が県の原子力対策課のほうから示されていると思いますがUPZ外、UPZは緊急時防護措置を準備する区域以外では、距離の目安として、これは私が持っていますのは7月29日の資料でございますが、数値がないと書いてありまして、これが今後検討ということになっております。これは、UPZ外においても防護措置実施の準備が必要となる場合がある、そういうときに屋内退避や安定ヨウ素剤の服用という措置をとるということでございます。このUPZ外、これがどの距離になるのか、今後検討と7月の時点で載っておりますが、昨日の会議において、この距離については値が示されたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど町長が説明した内容が会議の内容でございます。

UPZ内とか外については、特に説明はなかったということです。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 会議の進行状況にもよりますが、広域避難計画については、先手をとって受け入れる側も十分に受け入れられるように、そして受け入れられない、できない部分があるとすれば、それを明確にされて、今後の会議に臨んでいただきたいと思っております。

またこの件に関しましては、引き続き次回の一般質問でも質問させていただきます。

○議長（井原正光君） 石山議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後 2 時 1 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5 番通告者、7 番白旗 修議員。

〔7 番白旗 修君登壇〕

○7 番（白旗 修君） 5 番通告、白旗 修でございます。

私は大きく三つの問題を取り上げたいと思います。

1 番目は、東海第二原発の再稼働問題ということでございます。

先ごろの衆議院議員選挙におきましての争点の 8 割方は、あたかもアベノミクスがどうのというところに移ってしまったようであって、そのほかの重要な課題、論点、すなわち原発の再稼働問題なども争点にはならなかったような感じさえいたします。

しかし、これは国民として、これからどうあるべきかと、この問題にどう対応すべきかという大事な問題でございます。そういうことで、身近な茨城県美浦村の東海第二発電所の再稼働の問題が……（「東海村だよ」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。東海村の東海第二原発の再稼働の問題が県民の問題として身近に迫っております。この問題について、まず最初に取り上げたいと思います。

東海第二原発の不測の事故に備えて、住民の避難計画の策定作業が行われております。利根町も避難民受け入れ先に指定されており、他人事ではありません。そこで、避難計画策定の最大の原因となる東海第二原発の再稼働問題、ひいては日本の原発の今後のあり方について、まず町長の考えを伺います。

あとは自席で質問いたします。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

東海第二原発の再稼働問題と、日本の原発の問題の今後のあり方についてのご質問でございますが、このご質問につきましては、利根町議会会議規則第 61 条第 1 項にも規定されておりますとおり、一般質問は町の一般事務について、議長の許可を得て質問することができるとなっております。このご質問の内容については、町の一般事務とは関係ございません。こうしたことで、白旗議員のご質問に対する答弁は差し控えたいと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7 番（白旗 修君） 町長がのっけからそういうことをおっしゃるといのは、非常に私には不可解ですね。議会運営委員会でも、この議題をやるかどうかということについて議論がなされまして、やるということに決まっております。そしてまた、手続的にどうのこうの問題でなくて、この町が、先ほど石山議員の質問がありましたけれども、東海第

二原発の避難民の受け入れ先として指定されているわけですね。それについての現段階での話し合いが、遅々として進んでいないという状況も、今見えております。

しかし、それはどうであろうと、町長として、万が一そういうことが起きた場合の計画を立てて、そして住民がしっかりと安全に暮らせるように、そして避難民の皆さんもしっかりと避難できるように、そういうことをやるのが喫緊の課題ではないでしょうか。ですから、今の町長の、この議会での議論の問題ではないというのは間違いだと思います。議長、よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長、もう一度答弁願います。

○町長（遠山 務君） 避難民の受け入れ等については、これはひたちなか市の15万7,000人の一部を受け入れるということでございますので、利根町にも当然これは関係してきますけれども、東海第二原発の再稼働問題については、先ほども申し上げましたとおり、利根町の事務事業とは一切関係ございませんので、私の立場では答弁を控えさせていただきます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 東海第二原発の稼働がもしあって、そして事故が起きたという場合についての避難計画を、県が立てようとしているわけですね。同時に、そういう計画を立てる根拠になっている、おそれがある原発を、市町村の地方自治体の長たる人間がどう考えるかということを表示することが、むしろ当然なんじゃないですか。

これは何も一般事務を、机を並べてやっている事務とは、そういうレベルでものを考えていらっしゃるんですか。違うんじゃないですか。

町民の命を守る、安全に財産を守る、そういうことの観点から言えば、そういうことが起こらないようにという発想で、例えば執行体制も考えなければいけないわけですよ。現実には他の市町村ではそういう問題について議会で討論をして、議会でその問題について是々非々を論じ合って態度を表示している。あるいは首長側で、つまり行政側でもそういうことについて態度を表示しているところがあるわけです。そういうことが当然一地方自治体の首長としてやるべきことではないんですか。

どういう考えでこの問題に対応しようとしているかということは、住民に知らせるべきではないですか。それは首長の責任ではないでしょうか。

○6番（坂本啓次君） 議長、それは請願とか何かでやっていることだから、それを言えばいいんだよ。

○議長（井原正光君） 遠山町長、同じ答弁でもいいですから。

○町長（遠山 務君） 先ほどから述べていますとおり、東海第二原発の再稼働問題については、この場で言うべきではないと思っておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○5番（守谷貞明君） 請願で賛成して、不採択になっただろうよ。

○7番（白旗 修君） 黙っていなさい。

そういうことをおっしゃって、首長として、自治体の長として、住民の安全を守る、具体的にそういうことが起こってくる可能性があるわけですね。それにどう対応するか、これが大事な問題でしょう。全く他人事のようにおっしゃっている。だから一番いいのは、仮に再稼働しなければ、避難計画も、少なくとも今の考え方でやる必要はない。県が考えているような考え方で避難計画をつくる必要はないわけでしょう。もし町長がそう思うなら、再稼働をやめるんだったら今の避難計画は大幅に見直すことができるから、その避難計画の考え方を再度考えてくださいと、町長の側から県に言ってもいいことでしょう。そういうことはやらないんですか。そういうことについて考えないんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 首長だからこそ言えない、ということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 全く理屈がわかりませんね。

現実に、きのう、福井の高浜原発3号、4号が原発の再稼働のための原子力の基準に適合したという判断が出ました。これについて高浜町長も知事も、そして隣接する京都府も滋賀県の知事も表明しています。高浜町長、ちゃんとそういうことを言っているわけです。自分のところでなければ関係ないんですか。これは日本全国に関係あることですよ。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） この問題については、議運でも大分激論を交わしたということでございますが、私の答弁は一貫して同じでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そういう人は首長をやめていただきたいですね。

避難計画だけに焦点を絞りましょう。

県が避難計画をつくっている、この避難計画は原発のある東海村周辺30キロ圏内の避難民を受け入れるための計画ということです。おおよそ96万人、あるいは100万人と言われております。原発の事故はいつ起きるかわかりません。真夜中かもしれません。出勤時かもしれません。昼どきかもしれません。そういうときに96万人の避難計画をつくると知事は言っているわけです。

これは、実際は知事が言っているよりも、国が、避難計画は地方自治体がつくれと勝手に決めたものだから、知事は国の言うことに従ってつくろうとしているだけなんです。今、避難計画については、利根町もかかわっていますね。利根町の事務です。皆さんが言っている事務事業なんです。その96万人ないし100万人の人間が、突然事故が起きて避難をしてくるといふ、この避難計画を今つくろうとしているんですが、遠山町長はこの避難計画が実効性があるものと思いますか。つくろうとしていることそのものが、大体有効なこと

なのかどうか、見解をお聞きしたい。

○議長（井原正光君） これまでの県との協議について、詳細について、高野総務課長、説明してください。

○総務課長（高野光司君） それでは、石山議員にもご説明したとおりでございますけれども、今、県では広域避難計画をつくってございます。それは、原子力災害対策検討部会ということで部会を設けて、今、検討に入っているということをお聞きしております。

その部会のメンバーは、きのう示されております。12月24日にその部会が開催されるという説明がありました。その中には、財団法人の高度情報科学技術研究機構の参与の方、また独立行政法人の放射線医学総合研究所の理事の方、あと、放射線影響協議会常務理事の方、またここにも東海村の村長、並びに自衛隊、警察、消防という形、あと非営利活動の団体の代表の方という形で、委員会の中で協議されるということでございます。これも国のほうから、計画は自治体でつくるんだということでございます。

また、県もこの計画で、先ほどから言っていますとおり、今あったように、UPZ内14市町村の夜間の人口約96万人の方を対象に避難をさせるということでございます。その避難先がUPZ外、県内の30市町村、ほか県外ということで、県内には44万人、県外には52万人の方が避難を受け入れるという計画を県がつくっているということです。

その中に、利根町がひたちなか市の受け入れを一部するという計画でありますので、その中のこの計画が、今年度中には示されるのだろうということです。

特に今問題になっているのが、計画はできたけれども、具体的に我々町民にとってどういう影響があるんだということが、これからこの計画のできた時点で、ひたちなか市と我々関係14市町村の中で計画をつくっていくという段階です。基本的には知事がマスコミに報告したとおり、町民の安全を守るためにはいろいろなハードルがあるだろうという形でございます。

確かに石山議員が言われたとおり、被ばくの問題だとか、受け入れだとか、通過車両の、被ばくをした車両が通るだろうとか、そういう話は具体的にこれから出てくるだろうと思います。その中で町民の方に、我々自治体とひたちなか市で協議した内容で、これは安心だと、具体的にこういう形で進めていいんだというときに、町民の方に意見を求めて、その意見を持って、また、ひたちなか市の計画の中に織り込んでいくんだろうと思います。そういう段取りをとって、これから進めていくということでございます。

ただ、きのうの会議の内容を見ますと、ひたちなか市自体が、関係14市町村との計画をつくっていくのには、市町村の計画だろうと言っても、その能力とか専門的な知識がどうしても必要ですので、県だとか国だとか、そういう専門的な方の協力を得なければできないのかなという感想を持っております。

○議長（井原正光君） おわかりいただけましたでしょうか。

白旗議員。

○7番（白旗 修君） 地方自治体というのは、国が言っていることが妥当かどうかという検討をせずに、言われたらそのままそれに従って計画をつくるということだという理解を皆さんはしているようですが、とんでもないんじゃないですか。国自身がもしおかしなことをやっているなら、ちょっと待ってくれと、そんなことやるのは無駄な話だということをやっているんです。茨城県44市町村の中で幾つかの市町村は、そういうことは無理だということをやっているところもあるわけです。

だから、その避難計画そのものが、96万人が夜中に突然そういう過酷事故が起きたりして、逃げなければいけないというときに、本当に逃げられるんですかというところの質問を、当たり前な質問をしない地方自治体の、まず県がしない、その下にある市町村もしない、それで国の言うとおりにやっている。それで膨大な無駄な時間を使って、人件費を使って、そういうことに対して疑問を、我々議会もそうだけれども、行政側も住民に一生懸命働きかけて議論をすべきじゃないんですか。96万人が真夜中にどれだけ避難できるんですか。

約3年前の3・11、あのときは、いいですか、20万人なんです。11市町村といますが、あそこは合併が進んでいないから……（発言する者あり）黙っていなさい。11市町村の20万人の人間が、3・11に逃げようとして逃げきれなかったんです。いいですか。96万人が真夜中、そういうことが起きたときに、行政の皆さんは、町長、それ本当に逃げられると思っているんですか、お答えください。

○議長（井原正光君） 白旗議員、これは、今の高野総務課長のお話で、県の段階で計画を策定し、我々市町村に示そうとしている段階だという説明があったじゃないですか。その辺でご理解いただけませんか。それ以上は恐らく答弁できないと思うのですが、いいですか。

遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町の町長とおっしゃいますけれども、利根町の私としては、結局放射線被ばく者、また被ばく物がこっちへ避難して持ってこられる、その場合に二次被ばくを起こす。どこでスクリーニングをやるか、それが受け入れる場合の一番の問題だと思っております。

県のほうのきのうの説明では、友部のサービスエリアでやる。白旗議員おっしゃるように、15万7,000人どこに行くかわかりませんが、こっちで受け入れる15万7,000人の人が一遍に行ったら、友部のサービスエリアで受け入れ切れるか。まずそういう詳細についても、県のほうは今検討しているところでございまして、利根町として一番怖いのは、住民の二次被ばくを受けないようにするのにどこで検査をしてもらうか、それが一番今心配しているところでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そういう問題は具体的なレベルで当然ありますけれども、私は地

方自治体としては、上のレベルの行政体が言っていることに、そのままつくれと言われるからやっているんだという、そういうことで本当に住民の安全が図れるのかということの問題提起をしているわけです。そういう考えはお持ちでないようですから、大変残念に思います。これは国民的問題なんですね……（「それも違うだろう、再稼動は」と呼ぶ者あり）うるさい、うるさい。

やめさせてください。関係ない。

○議長（井原正光君） お静かに願います。

○7番（白旗 修君） そういうことで原発問題について、全く無責任に、県の言うとおりにやっているというだけに過ぎないということがわかりました。私はそういうような行政のあり方は非常に疑問に感じます。

次の問題に移りましょう。次は高齢者医療の介護の充実策についてお伺いいたします。

高齢者の医療と介護の一層の充実を図るため、ことし6月に地域医療介護総合確保推進法（略称）が成立いたしました。

この法律改正では、特に在宅医療と在宅介護の充実のために、地域包括支援事業についての市町村の裁量権限が強化されました。要支援1と2というものが市町村の行う事業ということになってまいりました。利根町では、この改正法の趣旨をどのように具体的に実現しようとしているかを伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

高齢者の医療と介護の充実策についてということでございますが、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、医療、介護が必要な高齢者の数が急増すると予測をされております。

これに備えるべく、国は2014年6月に医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）を成立させ、医療法や介護保険法等の関係法律について改正を行ったところでございます。

これにより、医療機関の新たな制度につきましては、主に都道府県が対応することになります。

まず一つ目は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、都道府県は医療機関に対し医療機能の現状と今後の方向性を報告させ、それをもとに地域医療構想を策定して、医療機関の病床の機能転換など再編を進める対策や、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿をこの構想に位置づけることとなります。茨城県では、この構想を27年度から取り組むこととしております。

二つ目は、医師の確保支援として、地域医療支援センターの設置が法律で位置づけられましたが、茨城県では既に平成24年度に設置し運用を開始しており、医師の確保に努めているところでもございます。

いずれにしましても、今回の法律成立に伴う医療関係の新たな二つの制度につきまして

は、茨城県が主体となり進めるもので、それらを踏まえ、町としても県から助言をいただきながら、今後も診療所のさらなる医療体制強化に向けた検討を重ね、地域の医療を必要とする皆様のニーズに、可能な限り応じてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度では、持続可能な社会保障制度の推進と高齢者が重度の介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の五つの柱を包括的に確保される地域包括ケアシステムを、各地域で構築することとされております。

このことを踏まえ、地域の自主性や主体性にに基づき、本町の特性に応じて地域包括ケアシステムの構築を目指し、2025年までの中長期的視点に立った施策を展開するため、現在、第6期利根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しているところでございます。

今回の介護保険法の改正では、一定以上の所得がある方の自己負担を2割へ引き上げることや、特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定するなど、細かい部分も含め大幅に見直されております。

その中でも市町村が独自に取り組む事業として、従来の地域支援事業が生まれ変わり、新しい地域支援事業へ移行されることとなります。

まず一つ目は、一般高齢者及び要支援1、要支援2の認定を受けた方を対象とした総合事業であります。その中でも大きな柱として、これまでの介護給付だった要支援1、要支援2の方が利用する訪問型サービスと通所型サービスを、市町村が地域の実情に応じて、平成29年4月までに実施する予定となっております。この事業については、先行して実施する市町村や近隣の市町の動向を参考にしながら事業を展開していきたいと、そのように考えております。

二つ目は包括的支援事業でございますが、在宅医療、介護の連携の推進と認知症施策の推進及び生活支援サービスの体制整備が追加されております。

特にご指摘のありました在宅医療・介護の連携については、既に平成25年度から取手市医師会が中心となり、取手市・守谷市・利根町が協働で、地域の啓発を目的とした茨城県在宅医療・介護連携拠点事業を進めております。

これら町が実施する新たな地域支援事業は、円滑な移行のため準備期間が必要なこと等を踏まえ、平成30年4月までに段階的にサービスを開始できるよう推進していきたいと考えております。

以上のことから、介護保険法の改正と地域包括ケアシステムを構築するため、平成27年度から福祉課の高齢介護係と地域包括支援センターを同フロアとして体制を整え、さらなる高齢福祉の充実強化を図っていききたいと考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 先ほど町長もおっしゃっていますけれども、今度3カ年計画で、つまり来年度から予定されております第6期利根町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業

計画、これを今策定中ということでございますが、来年度あるいは再来年度でもいいんですが、具体的にこの計画にはどんな形で明記されるというか、具体的な内容について、もう少し二、三の例でも結構ですから、3カ年計画の中でどういうふうにこれが盛り込まれているかを教えてください。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） ただいま、介護保険の計画につきましては策定中でございます。ただし地域支援事業につきましては、法律で定める期限等がございます。それに基づいて実施していくことになります。

こちらの事業につきましては具体的な部分は、保健福祉センターのほうで回答をしたいと思いますが、私どものほうでは、地域包括ケアシステムということで少し説明をさせていただきます。

こちらは、町長も先ほどから申し上げておりますように、75歳以上の後期高齢者となる2025年度までに段階的に、地域の高齢者たちが、できる限り住みなれた地域で人生の最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会を実現するよう、地方公共団体あるいは地域の方々と、地域の実情に応じたものをつくり上げていかなければならないということで、そういったことにつきまして、これは2025年度までございますので、第6期計画から第9期計画において位置づけて取り組むとしているものでございます。その辺のところが中心になると思います。

○議長（井原正光君） 続きまして、岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） それでは、お答えいたします。

地域支援事業の充実としまして、保健福祉センターで事業として担当しているところの答弁となりますが、在宅医療と介護の推進連携は、疾病を抱えても自宅など住みなれた場所で生活を続けられるよう、在宅医療と介護が一体に提供できる体制を構築するものでございます。この取り組みとしまして、既に平成25年度から取手市医師会が中心となり、茨城県在宅医療・介護連携拠点事業を実施しております。

今後におきましては、平成30年4月スタートに向け、医師会と連携のもと推進していきたいと考えております。

また、認知症施策の推進につきましては、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制を整備するもので、現在も保健福祉センターにおきましては、認知症予防事業や相談事業を実施しているところですが、今後は、医療機関・介護サービス事業所などとの連携や専任の相談員を配置することで、こちらは平成30年4月スタートに向け推進していくところでございます。

それから、地域ケアの推進としまして、関係機関や他職種による事例検討会を通じまして、地域の課題抽出と社会資源の調整や資源開発の検討を行いまして、地域のネットワー

クの構築につなげるものでございます。これにつきましては、次年度、平成27年度から地域包括支援センターにおきまして実施する計画でございます。

続きまして、生活支援サービスの充実・強化につきましては、独居や高齢者世帯の増加に伴い、掃除・調理・見守りなど生活支援の必要性が高まっていることから、既存の介護サービスに加えまして、NPO・民間企業・ボランティアなど多様な生活支援サービスを活用し、高齢者を支援していくものでございます。これにつきましては、介護予防サービスのうち、介護予防通所介護、それから、介護予防訪問介護が地域支援事業に移行する総合事業の中で行うものでございますが、関係機関との連携強化を図りながら、こちらは先ほど町長からもありましたが、平成29年4月のスタートに向けて推進していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 法で決められた事業をしっかりとされようとしていること、わかります。ただ、この介護関係の事業というものの委託先は、法人ということになっておるわけですね。法人に委託するので、法人でないところに委託できないということですが、今、現実にある程度やっておられますが、私が見ているところ、あるいは関係の方々のお話を聞いていると、民間のボランティア、あるいは自治会、町内会、こういった中でも介護支援に関する活動を自主的にやっているところもあるわけですね。

そういうところをある程度使ってはいただけますが、どうも使い方が組織化されていないと私は感じます。その辺、今度の介護予防の推進、促進ということになってきたときに、今までの民間の自治会、町内会、あるいはボランティアが一生懸命頑張っておられるところが何か所かありますが、そういうところとの連携の仕方、取り組みのあり方を今後どういうふうにお考えなのか、見直してもう少し組織的にやるという面がないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） ご指摘のとおりでございます。先ほど法人でないと委託できないと、委託ということになればそういうことではございますが、昨日、条例制定でありました介護予防支援の事業所については、法人でなければならぬということになっておりますが、これから地域包括ケアシステムを構築するに当たりまして、当然ながら、今回の制度もそうなんです。背景としましては、国レベルでの少子高齢化が進んでいる状況ということでございまして、要介護の給付抑制が喫緊の課題だと言われております。政府におきましては、消費税を値上げするのと引きかえに、消費税のほうは段階的に途中でとまっているような状況ではございますが、それと引きかえに持続可能な社会保障制度の再構築の一環ということで、要介護の給付の重点化、効率化を進める、その一方で給付の抑制と制度の持続可能性をねらっていく必要があるとされているものでございまして、まさにこれからは地域での取り組みが必要だとされているということで、ご指摘の地域医療介護

総合確保推進法が26年度中に策定されたところでございます。

そこでは、地域包括ケアシステムを構築するためには、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現ということが言われておりまして、それには地方公共団体もかわり、地域の自主性や主体性に基いた地域の特性に応じたものを、地域全体でつくり上げていく必要があるとされております。

そこには当然、自助・互助・共助・公助の関係が必要であるとされておりまして、少子高齢化や財政状況から、これからはますます自助・互助の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要だと言われております。

町におきましても、先ほど計画に位置づけてということをお申しましたが、既に取り組みされている部分もございまして、それを今後、有機的な連携を取りながら、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要ではないかと思っております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） ぜひ具体的な形で今後お示しいただきたいと思っております。

それと、これから新しい促進法ができた後、体制それから内容も変わってくるわけで、予算的な部分もあろうかと思うのですが、この予算的な措置についてはまだこれから考えられるところですか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

介護保険制度の予算ということでございますけれども、従来から介護保険につきましては、公費の部分が半分、それから、その他の経費が半分ということで、公費の部分というのは市町村や県や国が負担する部分でございます。その他の部分というのが、高齢者の数で案分した費用と、それから、これは65歳以上の方なんですけれども、それと40歳から64歳までの、俗に言う2号被保険者と申しますが、その方々が負担した部分、その割合は今度若干変わるみたいですが、それが半分ということで運営しております。

今回見直される新しい総合事業ということでございますけれども、訪問型サービス、それから、通所型サービス、先ほど町長からお話がありましたが、従来どおり、例えば訪問型サービスに住宅の改修を含ませたり、福祉用具の貸与を含ませたりしますと、従来型の現行の訪問介護が使えます。そういう形でやっていきます。

あと、多様なサービスということで、先ほど白旗議員がおっしゃったようなボランティアの皆様方に協力いただいたりするという部分も、今度新しく創設されます。そうしますと、その費用につきましても介護保険の経費で全部賄うということになっておりますので、経費の案分につきましては、先ほど申し上げました公費の部分が半分と、65歳以上の保険料と40歳から64歳までの介護納付金、それで運営をしていくということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 今、無償のボランティアで一生懸命いろいろな方がやっていらっ

しゃいます。これも今おっしゃったように、介護保険の範疇の仕事もしているわけですから、ぜひある程度の有償という部分も考慮していただければと思います。

もう一つ、9月の定例議会で言いましたけれども、消費税3%増税されました。その3%増税分の使途を、予定とその結果をはっきりしなさいと、国・総務省からも言われて、県からも言われているはずですが。それはご承知のとおり、それをぜひ今度の予算にも明確に示して、例えばこういうところに使うということも考えられますので、ぜひそういうところのめり張りをしっかりしていただきたいと思っております。

時間の関係上、これもここで終わりたいと思います。

次に、3番目の質問でございますけれども、インフラの維持計画について質問いたします。

ことし4月に総務省が、全国の地方自治体に公共施設等総合管理計画の策定を依頼しております。今回は特に、この町については40年前後経過しております下水道、ほかにもいろいろ公共のものがありますけれども、これの現状と課題、それから、今後の更新計画などについてお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、利根町の下水道施設の現状と課題についてお答えいたします。

現在、当町は約98キロメートルの汚水管渠を保有しています。そのうち、30年以上経過している汚水管渠は約63キロメートル、全体の64%を占めており、年々老朽化が進んでいる状況でございます。

平成22年度から、下水道管路施設長寿命化計画策定のために、布川地区から順次汚水管渠の調査を行っているところでございます。平成25年度末現在で18.4キロメートルの調査を終了しております。今年度も2.5キロメートルの調査を実施する予定です。また、平成25年度には、平成22年度から平成24年度までに行った12.8キロメートルの調査結果をもとに、長寿命化計画を策定しております。

今後は、長寿命化計画に基づき、管渠の更正、並びに敷設がえを順次行っていく予定でございます。

平成27年度には汚水管渠更正工事・汚水管渠敷設がえ工事、これは主に布川の白鷺地区等を今やる予定でございます。これの設計、汚水管渠調査を行う予定でございます。

なお、今回の長寿命化計画で国補対象になる管渠の延長は、管更正で533メートル、敷設がえで866メートルでございます。

また、町単独での施工となる部分的補修箇所は数百カ所に上り、これらを全て補修するためには、かなりの予算が必要になるものと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 先ほど忘れましたが、普及の状況はどれくらいなのでしょう

うか。これから敷設するという計画もあるのでしょうか、ちょっとそこを。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、お答えを申し上げます。

現在の利根町の下水道事業の概要といたしまして、平成26年3月31日現在で下水道の普及率につきましては86.04%で、水洗化率が96.06%となっております。

なお、普及率につきましては、茨城県下6位でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 非常に普及率がいいのは分かりますけれども、この残りの14%弱というところは、これからも普及というか、下水管を張りめぐらす予定なのか、どういう計画なのか教えてください。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） 残り、わずかの区間がございますが、現在、調整区域でございまして、認可区域に入っている部分と全体計画で認可区域に入っていない部分とございます。

現在、利根町におきましては非常に住民の方の投資効果といいますか、そういうものも考慮した上で合併浄化槽との併用ということで、今年度につきましては、休止をさせていただいております。

ただ今後、また計画の中で検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 具体的なところがわからないでいるんですが、非常に遠いところにある複数軒のために下水管を引っ張る、あるいは上水道を引っ張るというようなことで、非常に効率も悪いわけでありまして。特に下水管につきましては、そういうようなことで、代替手段をとるとということもあり得ると思っておりますが、これまで下水道施設の設備コスト、それから、維持管理コストをどういうふうに軽減しようとする努力をされてきたかをちょっと教えていただきたい。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、お答え申し上げます。

まず建設工事につきましては、できる限り建設コストを削減するために仕様、設計構造、そういうものに関して、できる限り経済性を図っているということでございます。

維持管理につきましては、今お話ししましたとおり、非常に老朽化が進んでおりますので、これを直していくためには最新工法を取り入れたりしなければいけないという部分で、今後相当の予算が必要であると考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 素人でわからないので申しわけないのですが、具体的にコスト軽

減の手段としてどういうことを例えばやってこられたか、ちょっと教えてください。敷設と維持管理、具体的な例を挙げてください。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、お答えいたします。

例えば管渠の敷設につきましては、今まではポンプ場というものを余り設置しないで、自然流下という形で設計をしてございました。それを、ある程度長距離になる場合につきましては、途中にポンプ場を設けて、浅く設置できるような工法で経費を節減しているということで施工してまいっているところでございます。

維持管理につきましては、幸いうちのほうは流域下水道でございまして、処理場等はポンプ場も処理場も県の維持管理でございまして、そういう部分に関しては、予算は余りかかっていないというのが現実でございますが、ただ管渠の部分が今後出てくるということで考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 浄化センターのほうでやっているというのはわかっておりますが、今おっしゃった管渠のことですね。30年以上のものが相当あるわけですが、その管理、知らないうちに突然下水管が壊れて陥没するとか、そういうことは過去全然なかったのか。

これからそういうことについての予防策、そういったものはどういうふうにご考えておられますか。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） 今までに下水道に絡んでの陥没は何カ所かございます。ただし、大規模なものはございませんで、事故等に起因する陥没は今のところはございませんで、今後はそういう部分が発生する可能性が大でございます。

それをどうするかということになりますと、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、管のほうの更正、またはそれを先行して順次やっていくということで、今、管の中にテレビカメラを入れて調査をかけて、中の状況を見て悪い箇所から直していくということで考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 最後に質問いたしますけれども、利根町の下水道料、これは上水道の割合で徴収しているわけですが、利根町の下水道料は、行政として適切と思われているか、他と比べてどうなのか、それをお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） 現在、下水道の使用料につきましては、利根町は先ほど申しましたとおり、流域下水道の区域内の市町村でございまして、流域関連の市町村とほぼ足並みをそろえているという形で、決して高いほうではないと思います。

それと、当然県のほうの維持管理費もそこから捻出しておりますので、妥当な金額だと

考えております。

○7番（白旗 修君） 終わります。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時09分休憩

午後3時25分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開します。

6番通告者、3番花嶋美清雄議員。

〔3番花嶋美清雄君登壇〕

○3番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。6番通告、3番、花嶋美清雄です。いつも傍聴に来てくださり、ありがとうございます。

今回は三つの質問をいたします。

まず最初、1番目、甲状腺がん検診について。

町では、福島原発事故に伴う甲状腺がん検診の助成などを検討しているかお伺いします。

福島県で甲状腺がん検診を実施している福島県立医科大学の放射線医学県民健康管理センターのホームページから一部抜粋しながら質問したいと思います。

検査方法については低線量被ばくによる甲状腺への影響は、血液検査ではわかりません。そのため、いわゆる小さなしこり等を見つけるためには、精度が高く、痛みも伴わない超音波検査が適していますと書かれており、甲状腺がんの検診はそれほど大がかりではないようです。

また、臨床医学的にも疫学的にも、発がんまでの潜伏期を考えれば、本来5年に一度でも十分な検査間隔ですが、県民の皆様の不安を考慮し、先行調査終了後、対象者が20歳までは2年置き、それ以降は5年ごとに検査を実施することとしています。

この検査の根拠として、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる15歳以下であった人に、4から5年後から甲状腺がん発症の増加を認めていることが問題とされたため、万一のことを考えて年齢幅を大きくとり、事故後、当時18歳以下の全県民を対象にこの検査を行い、さらに彼らが成人後も長期的に見守っていくこととしました。

健康被害として、放射線ヨウ素の内部被ばくによる小児甲状腺がんがありました。そこで原発事故時ゼロ歳から18歳までの福島県民の皆様を対象に、甲状腺の検査を実施しています。県民健康調査では、この期間に対象の皆様甲状腺の状態を把握しておき、そして平成26年度以降の検査の結果と比較することで、放射線の影響がないか見守ってまいります。

利根町においても、不安な方がいらっしゃると思います。甲状腺がんについて、検診の

助成など町では何か検討しているかお伺いします。

残りは自席で行います。

○議長（井原正光君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。
遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えをいたします。

甲状腺がん検診に伴う助成について、検討しているかということでございますが、福島県では原発の事故以降も、国の原発事故子ども被災者支援法により、支援対象区域として、その後も継続して検診を行っているという現状でございます。

しかし、茨城県では準支援対象区域に指定されてはいるものの、健康調査の対象地域には指定されておりません。県内でもこの甲状腺超音波検査の助成を実施しているところはあるようでございます。それらの検査結果を確認しましたところ、いずれも直ちに二次検査が必要であるとの結果は皆無でありました。

そのような結果を踏まえ、当町におきましては、現時点では検討する考えはございません。

ちなみに、参考までに申し上げますと、平成26年7月31日現在で、茨城県内の各自治体での甲状腺超音波検査実施の概要を申し上げます。

東海村、3,600人中、要精密者ゼロ、龍ヶ崎市、51人中、要精密者ゼロ、常総市、61人中、要精密者ゼロ、高萩市、1,615人中、要精密者ゼロ、北茨城市、1,034人中、これは未公開になっております。つくば市、150人中、要精密者ゼロ、かすみがうら市、8人中、これも未公開としてあります。牛久市、23人中、要精密者ゼロ、大子町、129人中、記載はされてございません。

○議長（井原正光君） 3番花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 茨城県ですけれども、ゼロという数字が並びましたね。利根町も放射線の基準はもちろん低くなりました。ちなみに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合では8,000ベクレルを超える焼却灰が242袋、181.5トンあります。

羽中地区の浄化センターの汚泥は搬出されて、今は基準を下回っていると聞いております。

町民の不安を取り除くため、もう一度、精度が高く痛みも伴わない超音波検査検診の助成、これを前向きに検討できるか、担当課長の保健福祉センター所長、回答があればよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。
岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） それでは、花嶋議員の質問にお答えいたします。
町では平成24年度におきまして、放射線量の基準値であります0.23マイクロシーベルト

を超えている公園、それから、校庭におきまして除染工事を行いまして、その結果、基準値よりはるかに低い放射線量となりました。

町のホームページにもありますが、昨日掲載の学校給食の食材におきましても、放射能測定結果によりますと、セシウムは検出されておられません。また、12月15日掲載の水道水におきましても、利根配水場での測定結果では不検出ということになっております。

また、さらに役場敷地に設置されております固定型モニタリングポストによりますと、ここ数日間、見ているんですが、0.067、0.068、0.069マイクロシーベルトと表示をしております。

このような状況を考慮しまして、先ほど町長より答弁ありましたとおり、甲状腺がん検診の助成する現在での考えはございません。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） お考えはわかりました。

茨城県内自治体、ゼロ人ということで、利根町もそう願いたいと思います。利根町も検査を行っていませんが、各自治体を考えるとゼロ人に近いかなとは思いますが。利根町に移住される方も安心して住みやすい利根町と、ホームページとか広報などでお知らせしていただくと、住民が安心できるのではないかと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。子供たちへの租税教育についてお伺いします。

ことしから消費税8%になり、税に関する関心が高まっております。児童生徒に対して、国民の安定と向上のため重要な働きをする租税の意義や役割、租税の義務を果たすことの大切さ等の理解をさせることは極めて重要に思います。利根町が関係する竜ヶ崎税務署管内には、竜ヶ崎税務署管内租税教育推進協議会があり、児童生徒の租税教室や税の作文募集を行っていると聞いています。

中学生、高校生の作文を読みました。いずれもすばらしい作文でした。この協議会には、利根町の小中学校も参加していると思います。そこで、次のことを質問します。

（1）竜ヶ崎税務署管内租税教育推進協議会とはどのようなものかお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 子供たちへの租税教育についてのご質問でございますが、設置目的や活動内容等につきましては、教育長より答弁させます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えいたします。

竜ヶ崎税務署管内租税教育推進協議会についてですが、これは平成9年に竜ヶ崎税務署管内（龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町）の教育機関及び税務署関係機関、並びに関係団体で結成された組織でございます。

特に、次代を担う児童生徒の皆さんが、税の意義や役割を正しく理解しまして、社会の一員としての責任と自覚を持った成人に育てていただけるよう、租税教育の推進に努めて

おります。

現在、私が竜ヶ崎税務署管内租税教育推進協議会の会長を務めております。そして副会長に龍ヶ崎市の教育長が務めておられて、茨城県の推進協議会とともに、いろいろな租税教育のための活動を行っている状況でございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。

（2）番の質問、その租税教育推進委員会はどのような活動内容なのかを、詳しくお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 活動の内容ですが、まず、税の役割や仕組みを正しく理解してもらうためにはどうすればよいか。児童生徒に関心を持ってもらうためにはどうすればよいかなどを検討しながら活動をしているところでございます。

主な活動ですが、次のとおりでございます。

まず、1点目、租税教育用の補助教材の作成や配布を行っております。

二つ目として、児童生徒を対象にした租税教室の開催を行っております。

三つ目ですが、税に関する作文の募集活動の支援や優秀作品の表彰等を行っております。

税に関する作文募集につきましては、今年度は既に終わってしまっていて、中学生では3,845点と年々多くなっております。先月、龍ヶ崎市で表彰式を行いました。まもなく税に関する作文集が、毎年税務課で配布されております。中学生、高校生の素晴らしい作品でございます。これはぜひ確定申告の折に役場に参られましたら、既に出ていると思いますので、ぜひお読みになっていただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 今、教育長の答弁をいただきました。作文が3,845点ですか、これは平成24年度の高校生と中学生の税の作文という文集が、この間いただいたものがあるんですけども、本当に素晴らしい内容で、私たちは税がなくては生きていけないというぐらいに税の大切さ、高校生、中学生の文がありました。

3番目の質問にまいります。租税教室では、多くの学校が参加されているのですが、またどのように実施しているかお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、租税教室についてお答えいたします。

租税教室の開催に当たりましては、竜ヶ崎税務署の職員、それから、市町村の税務課職員及び竜ヶ崎税務署管内の税理士の方々に講師として、各学校に派遣しています。

事前にこの講師予定者の研修会等も開催しております。特に租税教育用のビデオや協議会独自で作成した資料を使って、大変興味を持てる内容になっています。

実は先月、利根中学校で3年生を対象に実施しまして、昨日は文小学校で利根町の税務

課職員3名が講師として指導しているんですが、きのうは私出られなかったのですが、これは例えば国税庁でつくられたものでございます。これ、1万円札が入っているわけですが、大体予想つきます。これで1億円入っております。ただ1億円は重いので、今は教育長室のほうに置いてあるんですが、これ実際に本当にお金かと思うほど似ていまして、これで100万円の束でございます。例えば中学生の1年間の税金はこんなに使われるんだよ、大体これに近い、今度話します教科書にも当然使われるんだということで、税への関心を高めております。

また、これで1,000万円でございます。この1,000万円の札束がここに10個ありまして、これで1億円の、これ実際の札束と同じ重さでございますから、子供たち、これを持って、1億円ってこんなにあるのかと、一生手に持てないだろう、そういう額を子供たちの実際のものを使いまして説明しております。大変1億円は重いので、こちらに持ってこられませんでした。こういうような教材を使っているんだということをご紹介したくて持ってまいりました。

このような具体的な指導を通しまして、竜ヶ崎税務署管内で小学校78校でございます。それから、中学校が35校でございますので、小学校のほうは大体90%ぐらいやっていただいております。できるだけ100%にしたいと頑張っております。

中学校も小学校と同じぐらいの数で教室を開いております。税の理解が進んでいるのではないかと思います。

ただ、高等学校が、今、18校あるんですが、まだまだ高等学校のほう数が少ない。今後は高等学校のほうへもっと呼びかけて、租税教室を開催していきたいということ、税務署の署長といろいろ話し合っているところでございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 重い1億円、ありがとうございます。

ここにも「私たちの生活と税」ということで、平成26年度版の、これは中学生なんですけれども、税金はどんなところに使われているのかここに書いてあります。教育のため、今、教育長から答弁ありましたが、小学生では1年間85万円、中学生では98万5,000円、高校生では99万7,000円の税金が使われている。これは本当に税がなくては、皆さん、いい教育も受けられないと思います。

健康、快適な暮らしのためということで、ごみですね、国民1人当たり年間1万6,200円かかります。医療費、これも11万5,800円、消防とか警察のもあります。

利根町の一つの例を挙げますと、たばこ税で約5,000万円ということですが、これも大変ありがたい税金だと思います。たばこによる病気もありますね。医療費も税金もちろん使われています。町内の施設があります、利根町役場、公民館、図書館、その灰皿の清掃にかかる費用も税金だと思います。その後のごみ処理も税金なんです。これは、大切な税金なんです。

子供たちが税金の大切さを学ぶ租税教育は、とてもよいことだと思います。また、税金は取られるのではなく、納める国民の三大義務の一つ、納税の義務、勤労の義務、普通教育を受けさせる義務というのがあります。もちろん町長初め教育長、役場職員、私たち議員も皆様の税金を使わせていただいております。無駄なく、これは身を切る改革といいますか、税金を正しく使うように審議したいと思います。実のある改革になればいいと思います。

それでは3番目の質問に移ります。教科書選択について。

来年から小学校では新しい教科書が使用されると聞いておりますが、新しい教科書はどのようにして選ばれるのか質問します。（特別支援学級も含む）

(1)として、利根町では教科書選定をどのような組織で行っていますか。また、中学校、特別支援学級の教科書はどうするのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 利根町では教科書選定をどのような組織で行っていますか、また、中学校、特別支援学級の教科書はどうするのかについてですが、実は小中学校の教科書につきましては、義務教育諸学校の無償措置に関する法律というのがございます。また、同じく同施行令に基づきまして、実は都道府県内を幾つかの地区に分けます。その地区ごとに協議し、共同採択し、さらにその結果を各市町村教育委員会において審議して、決定した教科書を使用することとなっております。

具体的には、茨城県におきましては、県内を11の地区に分けております。利根町は、取手市、守谷市、利根町の2市1町で第9採択地区を構成しております。ここは第9採択地区となります。

今回は平成27年度、来年度から使用される小学校の通常学級用教科書及び小中学校の特別支援学級用の教科書について協議採択を行うことになっておるわけでございます。

通常学級において使用される教科書は、一度採用されますと4年間同一の教科書を使用します。しかし、特別支援で使用される教科書につきましては、毎年採択がえを行っております。

小学校の教科書ですが、平成22年度に採択がえを行いまして、23年度より使用してまいりますので、今年度ちょうど4年目になりますので、今年度採択がえを行いまして、平成27年度、来年度から4年間使用するということになっております。

なお、中学校の教科書は、来年度、平成27年度採択がえを行いまして、平成28年度から4年間、同じ教科書を継続採択することになっております。

これに伴う予算措置のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ご答弁ありがとうございます。わかりました。

(2)番の質問にいきます。教科書選定の流れについてはどのようになっていますか。

また、各教科書会社発行の検定教科書を一般の方が見ることができるのかお伺いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、第9採択地区における選定の流れについてお答えしたいと思います。

まず、第1回目の選定協議会が6月に実施されました。協議会を立ち上げまして、協議会の内容確認や実際に教科書を調査する調査部会の開催をこの協議会で指示しています。調査部会で実際の細かい仕事は行います。

協議会の委員についてですが、これは2市1町の教育委員長及び教育長、採択地区に属する、つまり取手市、守谷市、利根町の校長会長、また保護者代表としてPTA連絡協議会会長、また学識経験者等でございます。具体的には筑波大学の教授を呼んでおります。そのような方々で選定協議会の第1回目を行っています。

実際に検定の教科書を見られるのかということですが、相当の数になります。1教科だけでも7社から8社ありますので、それが9教科になりますから、特別支援のものもありますから、本当にたくさんの検定教科書がございます。

これについては、実際の各教科書会社の検定教科書を地域の展示として、実は毎年藤代庁舎で行っています。これにつきましては、気がつかれたでしょうか。「広報とね」で毎年周知をしておりますが、ことしは6月13日から26日に教科書の展示を行っております。来年も同じようなころ、中学校の教科書で展示会を開かれると予定しておりますので、ぜひ来年度は見に来ていただければありがたいと思います。ことしは198名の、特に一般の方々が展示に参加されておりました。当然私も毎年行って、その展示会を見て、それぞれの教科書会社の教科書を見させていただいております。

次に、6月から7月にかけて実施する調査部会というのがございます。調査部会が、これについては後でまた話しますが、第2回の選定協議会が7月16日にことしは実施しまして、ここで第9採択地区としての共同採択が終わります。

協議会では、教育課程全般及び地域の実情を考慮するとともに、県教育委員会が示した採択のための一般指針に基づきまして、各部の部長からの報告によって慎重に協議しまして、十分に了解に達した上で選定をしております。

その後、その結果を各教育委員会に持ち寄りまして、教育委員会での協議となります。ですから、第9採択地区では守谷市、取手市、利根町ですから、そこの一つでも教育委員会が異議があれば、再度やり直しということになってしまいます。

利根町では7月25日の教育委員会で協議しておりまして、その後、各教育委員会で議決書を提出して、今年度もそれぞれの教育委員会で了解を得まして、8月中に県の教育委員会に採択結果の報告を行っているような状況です。

このようにして、平成27年度小学校教科書、小中学校特別支援学級教科用図書が決定していきます。なお、中学校の教科書は、先ほど説明したとおり、平成27年度は継続採択と

なり、今年度と同じ教科書を使用することになります。

なお、調査委員のことですが、調査委員の中では全部の職員が会議に参加するわけではございません。それぞれの教科の専門的な知識を有する職員で調査員が構成されているわけですが、各学校の職員の意見が尊重されるように、教職員のうち、教科内容等について意見を提出できるようになっております。その内容を選定協議会の会長に報告するようになっておまして、そのようなことで、公平、公正な選定が行われていると私は思います。かなり綿密に詳しく選定されておりました。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。

各学校の先生の反応もあると思いますけれども、保護者または利根町の教育委員会ではどういふ感じで教科書選定を打ち合わせているのか、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 保護者については、全部の保護者が入るといふわけにはいきませんので、とりあえずPTA連絡協議会の会長を中心として、その選定協議会の中に入れていただいております。

それから、それぞれの教育委員会では、それぞれの協議会で話された選定結果、それから、選定の推薦書等がございますので、そのようなものを詳しくご説明しながら、教育委員の方々のご意見をとりまとめて採択結果としております。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） わかりました。

3番ですね、今、大体内容はお聞きしましたけれども、小学校の算数の検定教科書でも6社あると聞いております。この調査をまとめている組織を、もう少し詳しく、あればよろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 今の質問は、特にまとめていくということで調査部会についてのご質問かとは思いますが、調査部会については、6月から7月にかけて各教科の部会を開いております。

この各教科部会ですが、小学校につきましては、国語部会、社会科部会、算数部会、理科部会、生活部会、音楽部会、図画工作、家庭、保健部会等に分かれております。

この各部会ごとに、小学校の校長を各部の部長として4名の教諭で組織してあります。

なお、特別支援部会は1名多くして、5名で組織してあります。いずれもそれぞれの教科に専門的な知識を有する職員を各教育委員会の学校職員から選んで組織してあります。

調査部会では、部会ごとに、5項目とそれぞれの観点ごとに主なる特徴についての調査をしております。そして、調査報告書の作成を行っております。

項目については、特にどのような項目で調べていくのか。

一つ目として、学習指導要領の教科の目標を達成するために取り扱う内容の選択についてはどうなっているか。

二つ目、内容の程度及び取り扱いについて。

三つ目、内容の構成、配分、分量。

四つ目、表記、表現。

五つ目、体裁、使用上の便宜等でございます。

このような5項目、いずれも場合によっては教科書に水をかけまして、そのまま放置してかびが生えるか、生えないかとか、雑にやりましてばらばらになるとか、ならないとか、そういうことまで部会によってはやっています。特に保健体育などは長く使いますので、1週間水に漬けて、その教科書会社の教科書で調べたことがございます。

いずれにしても、このような項目に基づきまして、またその中に各観点がございまして、検定教科書の調査結果を細かくまとめ、その報告書を作成しております。

教育長は何をやっているのかということですが、我々教育長はその間、当然会議に出席しまして指導助言に当たるということ、各部会に入ってやらせていただいております。

さらに、今、花嶋議員、算数の教科書のことで6社ということ、よくご存じだと思うのですが、算数の教科書選定についてお答えしたいと思います。

算数につきましては、各教科書会社につきましては、まず東京書籍の「新しい算数」というのがあります。それから、大日本図書の「たのしい算数」、学校図書の「みんなと学ぶ小学校算数」、教育出版の「小学算数」、啓林館の「わくわく算数」、それから、日本文教出版の「小学算数」の6社がございまして、各社ともこれ検定教科書ですので、本当によく作成されております。どれをとっても遜色のないという感じはいたします。

そういう教科書ではあります、各社とも5項目と各観点に基づきまして調査結果をまとめていき、1社を選ばなければなりませんので、そのような中で推薦理由書というものを作成して、そして選定しているという状況でございます。

次に、平成27年度の小学校特別支援学級（知的障害）の教科書についてですが、この小学校につきましては、国語と算数以外の教科は通常学級で使用される検定教科書と同じものを使用しております。これは書写、社会、地図、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、これが通常学級で使用されるものと同じものを使用しております。

国語と算数につきましては、これはいわゆる一つ星とか二つ星、三つ星という名前を言っているんですが、そういった文部科学省の著作教科書が使われております。文部科学省の著作教科書を、本当に障害のある児童の実態に則して教科書の内容で系統的に編集されております。

中学校の特別支援学級の教科書についてですが、国語と数学だけは文部科学省の著作教科書を使用しております。また、外国語の英語、これは一般のものから選定しています。また、職業・家庭も一般のものを採用しているという状況で選定を進めております。

ちょっとわかりづらかったかと思うのですが、以上のようにございます。

○議長（井原正光君） 花嶋議員。

○3番（花嶋美清雄君） 小学校の算数の6社ある中で、1社を選ぶご苦労、わかりました。5項目の調査、国語、算数、理科、いろいろな部会があるというのもわかりました。

教科書もちろん税金が使われております。教科書の選定もすごく重要なことというのがわかりました。これももちろん子供たちの将来がかかっていると、私は思います。

教科書選定には慎重審議されて、子供のことを一番に考えていることも、本当に今の答弁でよくわかりました。この教科書採択についての質問を私ができるということもよかったなと思っています。これからも、教育のほう、よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時07分散会